

年休取得に「休暇等申請書」の提出は必要か？

7月31日、関西新幹線サービック鳥飼事業所において、J R 東海からの出向社員が8月3日の年休(追加年休)を請求しようとしたら、年休申込簿への記入の他に、『休暇等申請書』の提出を求められました。K担当者(マネージャー)は、その理由を「理由がわかれば年休が出しやすい」「みんな書いているが問題になっていない」と説明しました。そこで、その社員は「そんなのは、書くようにはなっていない。上司の副所長に聞いてもらいたい」と、年休請求の取り扱いの確認を求めました。

サービック本社の回答は如何に！

8月1日、社員が所属する労働組合(J R 東海労)がサービック本社に確認した結果、サービック本社は、以下の回答をしました。

- ①今回の事例での『休暇等申請書』は必要無い。K担当マネージャーが間違っている。年休申込簿への記入のみで良い。直ぐに鳥飼事業所に確認し本社としても指導する。
- ②但し、前々日の年休請求は要員確保との関係で、後日何らかの理由は聞く事になるかも知れないが、原則必要ない。
- ③年休取得に理由並びに証明書は必要ない事は本社としても理解している。

とういもので、年休の取り扱いについて、本社と現場では大きな認識の違いがあることが明らかになりました。

サービック鳥飼事業所では、以前(2017年)、年休取得を認めず私事欠勤の取り扱いをした問題で「訴訟」にまで発展したことがありました。その時にも、K担当者が『休暇等申請書』の提出を求めましたが、今回と同様に、年休取得に『休暇等申請書』が不要なことをサービック本社は認めました。

にもかかわらず、なぜ同じ問題が発生したのでしょうか。本社の現場に対する指導が悪いのか、指導されているのに取り扱いを現場が変更しないのか。いずれにしても、一番の問題は、無知であれ、みんなが問題にしないことをいいことに、いまだに現場のマネージャー(管理者)が間違いを犯し続けていることです。

J R 東海労は、職場環境の改善のために意見を言い続けます。